

# 賃金構造基本統計調査の新職種区分（案）と現行の職種区分、日本標準職業分類の関係

（別添2）

日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）		
大	中分類	小分類
A 管理的職業従事者	01 管理的公務員	011 議会議員
		012 管理的国家公務員
		013 管理的地方公務員
	02 法人・団体役員	021 会社役員
		022 独立行政法人等役員
		029 その他の法人・団体役員
	03 法人・団体管理職員	031 会社管理職員
		032 独立行政法人等管理職員
		039 その他の法人・団体管理職員
	04 その他の管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者

賃金構造基本統計調査の現行の職種区分

調査対象外

調査対象外

賃金構造基本統計調査の新職種区分（案）

調査対象外

調査対象外

101 管理的職業従事者

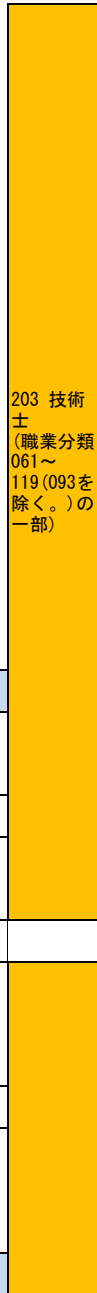
賃金構造基本統計調査で調査対象となる公営事業所は地方公営企業のみであることから、職業中分類「01 管理的公務員」に該当する調査対象労働者は極めて限定的であると考えられ、また、職業中分類「04 その他の管理的職業従事者」の雇用者数は、国勢調査で380人とどまっていることから、職業大分類「A 管理的職業従事者」全体を1つの新職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
B 専門的・技術的職業従事者(1/4)	05 研究者	051 自然科学系研究者
		052 人文・社会科学系等研究者
	06 農林水産技術者	061 農林水産技術者
		07 製造技術者(開発)
	072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発)	
	073 機械技術者(開発)	
	074 自動車技術者(開発)	
	075 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発)	
	076 金属技術者(開発)	
	077 化学技術者(開発)	
	079 その他の製造技術者(開発)	
	08 製造技術者(開発を除く)	081 食品技術者(開発を除く)
		082 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)
		083 機械技術者(開発を除く)
		084 自動車技術者(開発を除く)
		085 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発を除く)
		086 金属技術者(開発を除く)
	087 化学技術者(開発を除く)	
	089 その他の製造技術者(開発を除く)	
	09 建築・土木・測量技術者	091 建築技術者
092 土木技術者		
093 測量技術者		
10 情報処理・通信技術者	101 システムコンサルタント	
	102 システム設計者	
	103 情報処理プロジェクトマネージャ	
	104 ソフトウェア作成者	
	105 システム運用管理者	
	106 通信ネットワーク技術者	
109 その他の情報処理・通信技術者		
11 その他の技術者	119 その他の技術者	

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

201 自然科学系研究者  
(職業分類051と一致)

範囲拡大



廃止・分割吸収

廃止・分割吸収

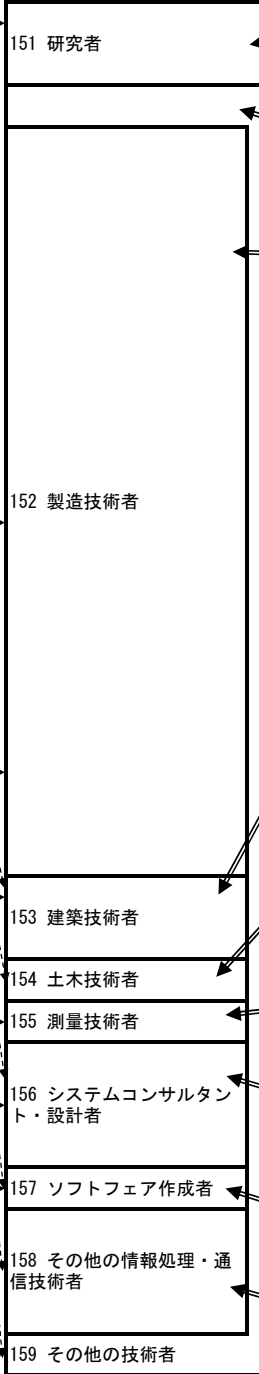
範囲拡大

存続

名称変更

名称変更

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分(案)



職業小分類「052 人文・社会科学系等研究者」は、国勢調査で雇用者数が5,450人とどまっていることから、現行の職種「自然科学系研究者」の範囲を拡大し、職業中分類「05 研究者」全体を1つの新職種としてはどうか。

賃金構造基本統計調査では、農業、林業、漁業は調査対象外となっていることから、新職種区分では、職業中分類「06 農林水産技術者」は独立した職種とせず、職業中分類「11 その他の技術者」と合わせて1つの職種としてはどうか。

現行の職種「技術士」及び「化学分析員」は複数の職業中分類に跨っており、日本標準職業分類と整合的に再編することが困難なため、廃止としてはどうか。  
また、国勢調査では、職業中分類「07 製造技術者(開発)」と「08 製造技術者(開発を除く)」は区別せず取り扱われていることから、この2つの中分類を合わせて、1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「一級建築士」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が30,290人とどまっており、職業小分類「091 建築技術者」の中で、これに該当する者とそれ以外の者を分けることは煩雑であり、意義も乏しいと考えられることから、職業小分類「091 建築技術者」を1つの新職種としてはどうか。

職業中分類「09 建築・土木・測量技術者」の中で、職業小分類「091 建築技術者」及び「093 測量技術者」をそれぞれ独立した職種とすると、残余は職業小分類「092 土木技術者」となるが、ここにも一定の数雇用者がいることが見込まれることから、職業小分類「092 土木技術者」も1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「測量技術者」は、職業小分類「093 測量技術者」と範囲が一致しており、賃金構造基本統計調査で一定数(21,270人)の労働者がいることから、新職種区分でも、職業小分類「093 測量技術者」を1つの独立した職種としてはどうか。

職業小分類「101 システムコンサルタント」、「102 システム設計者」及び「103 情報処理プロジェクトマネージャ」を合わせると、現行の職種「システム・エンジニア」と範囲がほぼ一致し、国勢調査で432,050人の雇用者がいることから、新職種区分でも、これら3つの職業小分類を合わせて1つの職種としてはどうか。

現行の職種「プログラマー」と範囲が一致する職業小分類「104 ソフトウェア作成者」については、国勢調査でも一定数(300,870人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

職業中分類「10 情報処理・通信技術者」のうち、独立した職種とする職業小分類101~104以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類

B 専門的・技術的職業従事者 (2/4)	12 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	121 医師
		122 歯科医師
		123 獣医師
		124 薬剤師
	13 保健師, 助産師, 看護師	131 保健師
		132 助産師
		133 看護師 (准看護師を含む)
	14 医療技術者	141 診療放射線技師
		142 臨床工学技士
		143 臨床検査技師
		144 理学療法士, 作業療法士
		145 視能訓練士, 言語聴覚士
		146 歯科衛生士
		147 歯科技工士
	15 その他の保健医療従事者	151 栄養士
		152 あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師
		159 他に分類されない保健医療従事者
	16 社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員
		162 福祉施設指導専門員
		163 保育士
169 その他の社会福祉専門職業従事者		
17 法務従事者	171 裁判官	
	172 検察官	
	173 弁護士	
	174 弁理士	
	175 司法書士	
	179 その他の法務従事者	

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
------------------------	--

208 医師 (職業分類121と一致)	存続
209 歯科医師 (職業分類122と一致)	存続
210 獣医師 (職業分類123と一致)	存続
211 薬剤師 (職業分類124と一致)	存続
212 看護師 (職業分類133の一部)	存続
213 准看護師 (職業分類133の一部)	存続
215 診療放射線・診療エックス線技師 (職業分類141と一致)	名称変更
216 臨床検査技師 (職業分類143の一部)	範囲拡大
217 理学療法士, 作業療法士 (職業分類144と一致)	名称変更
218 歯科衛生士 (職業分類146と一致)	存続
219 歯科技工士 (職業分類147と一致)	存続
220 栄養士 (職業分類151と一致)	存続
221 保育士 (保母・保父) (職業分類163と一致)	名称変更
222 介護専門支援員 (ケアマネージャー) (職業分類169の一部)	存続
調査対象外	
225 弁護士 (職業分類173と一致)	廃止・吸収

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
--------------------------	--

→ 160 医師
→ 161 歯科医師
→ 162 獣医師
→ 163 薬剤師
→ 164 保健師, 助産師
→ 165 看護師
→ 166 准看護師
→ 167 診療放射線技師
→ 168 臨床検査技師
→ 169 理学療法士, 作業療法士
→ 170 歯科衛生士
→ 171 歯科技工士
→ 172 その他の医療技術者
→ 173 栄養士
→ 174 他に分類されない保健医療従事者
→ 175 保育士
→ 176 介護専門支援員 (ケアマネージャー)
→ 177 他に分類されない社会福祉専門職業従事者
→ 調査対象外
→ 178 法務従事者

現行の職種「医師」、「歯科医師」、「獣医師」、「薬剤師」は、それぞれ職業中分類「12 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師」を構成する各職業小分類に対応しており、「123 獣医師」以外は国勢調査で一定数の雇用者がいることから、引き続きそれぞれ1つの独立した職種としてはどうか。「獣医師」についても、中分類内で他と統合することが困難であるため、引き続き1つの独立した職種としてはどうか。

職業中分類「13 保健師, 助産師, 看護師」のうち、独立した職種とする職業小分類「133 看護師 (准看護師を含む)」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「看護師」及び「准看護師」は、賃金構造基本統計調査で、相当数 (772,630人, 233,730人) の労働者がおり、両者を区別することは容易であると考えられることから、引き続きそれぞれ独立した職種として存続させてはどうか。

現行の職種「臨床検査技師」の範囲は、職業小分類「143 臨床検査技師」の範囲から衛生検査技師を除いたものであるが、新職種区分では現行より範囲を拡大し、職業小分類「143 臨床検査技師」全体を1つの職種としてはどうか。

職業中分類「14 医療技術者」のうち、独立した職種とする部分以外の職業小分類「142 臨床工学技士」と「145 視能訓練士, 言語聴覚士」を合わせて1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「診療放射線・診療エックス線技師」、「理学療法士, 作業療法士」、「歯科衛生士」、「歯科技工士」とそれぞれ範囲が一致する職業小分類「141 診療放射線技師」、「144 理学療法士, 作業療法士」、「146 歯科衛生士」、「219 歯科技工士」については、それぞれ国勢調査でも一定数の雇用者がいることから、新職種区分でも、これらを1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「栄養士」と範囲が一致する職業小分類「151 栄養士」については、国勢調査で一定数 (100,240人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

職業中分類「15 その他の保健医療従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「151 栄養士」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「保育士 (保母・保父)」と範囲が一致する職業小分類「163 保育士」については、国勢調査で一定数 (471,570人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「介護専門支援員 (ケアマネージャー)」は、賃金構造基本統計調査で相当数 (84,770人) の労働者がおり、これが含まれる職業小分類「169 その他の社会福祉専門職業従事者」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、引き続き、1つの独立した職種として存続させてはどうか。

職業中分類「16 社会福祉専門職業従事者」のうち、独立した職種とする部分以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「弁護士」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が3,810人にとどまっていることから、新職種区分では独立した職種とせず、職業中分類「17 法務従事者」全体を1つの職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
B 専門的・技術的職業従事者 (3/4)	18 経営・金融・保険専門職業従事者	181 公認会計士
		182 税理士
		183 社会保険労務士
		184 金融・保険専門職業従事者
		189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
	19 教員	191 幼稚園教員
		192 小学校教員
		193 中学校教員
		194 高等学校教員
		195 中等教育学校教員
		196 特別支援学校教員
		197 高等専門学校教員
		198 大学教員
		199 その他の教員
		20 宗教家
	21 著述家、記者、編集者	211 著述家
		212 記者、編集者
	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	221 彫刻家
		222 画家、書家
		223 工芸美術家
224 デザイナー		
225 写真家、映像撮影者		

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
226 公認会計士、税理士 (職業分類181の一部と182を合わせたもの)	範囲拡大
227 社会保険労務士 (職業分類183と一致)	廃止・吸収
229 幼稚園教諭 (職業分類191の一部)	範囲拡大
230 高等学校教員 (職業分類194の一部)	範囲拡大
231 大学教授 (職業分類198の一部)	存続
232 大学准教授 (職業分類198の一部)	存続
233 大学講師 (職業分類198の一部)	存続
234 各種学校・専修学校教員 (職業分類199の一部)	存続
236 記者 (職業分類212の一部)	範囲拡大
237 デザイナー (職業分類224と一致)	存続

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
179 公認会計士、税理士	→
180 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	→
181 幼稚園教員	→
182 小・中学校教員	→
183 高等学校教員	→
184 大学教授	→
185 大学准教授	→
186 大学講師	→
187 その他の大学教員	→
188 各種学校・専修学校教員	→
189 他に分類されない教員	→
190 宗教家	→
191 著述家、記者、編集者	→
192 美術家、写真家、映像撮影者	→
193 デザイナー	→

→ 179 公認会計士、税理士  
 現行の職種「公認会計士、税理士」の範囲は、職業小分類「181 公認会計士」と「182 税理士」を合わせた範囲から会計士補を除いたものであるが、新職種区分では現行より範囲を拡大し、職業小分類「181 公認会計士」と「182 税理士」を合わせたものを1つの独立した職種としてはどうか。

→ 180 その他の経営・金融・保険専門職業従事者  
 現行の職種「社会保険労務士」と範囲が一致する職業小分類「183 社会保険労務士」は、国勢調査で雇用者数が2,430人とどまっていることから、新職種区分では独立した職種とせず、職業中分類「18 経営・金融・保険専門職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「181 公認会計士」、「182 税理士」以外の部分を1つの職種としてはどうか。

→ 181 幼稚園教員  
 現行の職種「幼稚園教諭」の範囲は、職業小分類「191 幼稚園教員」の範囲から幼稚園助教諭等を除いたものであるが、新職種区分では現行より範囲を拡大し、職業小分類「191 幼稚園教員」を1つの独立した職種としてはどうか。

→ 182 小・中学校教員  
 新職業区分で、職業小分類「191 幼稚園教員」と「194 高等学校教員」+「195 中等教育学校教員」をそれぞれ独立した職種とするならば、その間の「192 小学校教員」と「193 中学校教員」を合わせたものも1つの独立した職種とすることが適当ではないか。

→ 183 高等学校教員  
 現行の職種「高等学校教員」の範囲は、職業小分類「194 高等学校教員」の範囲から高等学校助教諭等を除いたものであるが、新職種区分では、職業小分類「194 高等学校教員」全体まで範囲を拡大するとともに、国勢調査の取扱に倣い、これに「195 中等教育学校教員」を合わせて1つの独立した職種としてはどうか。

→ 184 大学教授  
 → 185 大学准教授  
 → 186 大学講師  
 現行の職種「大学教授」、「大学准教授」及び「大学講師」は、賃金構造基本統計調査で、相当数の労働者がおり、職業中分類「198 大学教員」の中でこれらを区別することは容易であると考えられること、また、それぞれ賃金水準も異なることから、引き続きそれぞれ独立した職種として存続させてはどうか。また、職業小分類「198 大学教員」の中でこれらに含まれない部分を、1つの独立した職種「その他の大学教員」として新設してはどうか。

→ 187 その他の大学教員  
 → 188 各種学校・専修学校教員  
 現行の職種「各種学校・専修学校教員」は、賃金構造基本統計調査で相当数(67,310人)の労働者がおり、これに含まれる職業小分類「199 その他の教員」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、引き続き、1つの独立した職種として存続させてはどうか。

→ 189 他に分類されない教員  
 → 190 宗教家  
 職業中分類「19 教員」のうち、独立した職種とする部分以外の部分を1つの新職種としてはどうか。  
 原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。

→ 191 著述家、記者、編集者  
 現行の職種「記者」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が14,060人とどまっていることから、新職種区分では独立した職種とせず、国勢調査で雇用者数が3,710人とどまっている職業小分類「211 著述家」を含めて、職業中分類「21 著述家、記者、編集者」全体を1つの職種としてはどうか。

→ 192 美術家、写真家、映像撮影者  
 職業中分類「22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」のうち、独立した職種とする職業小分類「224 デザイナー」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

→ 193 デザイナー  
 現行の職種「デザイナー」と範囲が一致する職業小分類「224 デザイナー」については、国勢調査でも一定数(114,250人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
B 専門的・技術的 職業従事者 (4/4)	23 音楽家、舞台芸術家	231 音楽家
		232 舞踊家
		233 俳優
		234 演出家
		235 演芸家
	24 その他の専門的職業従事者	241 図書館司書
		242 学芸員
		243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)
		244 個人教師
		245 職業スポーツ従事者
		246 通信機器操作従事者
		249 他に分類されない専門的職業従事者

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

--	--

235 個人教師、塾・予備校講師  
(職業分類199の一部と244を合わせたもの) 範囲縮小

228 不動産鑑定士  
(職業分類249の一部) 廃止・吸収

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分 (案)

194 音楽家、舞台芸術家	
195 個人教師	
196 他に分類されない専門的職業従事者	

原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。

現行の職種「個人教師、塾・予備校講師」の範囲の大宗をしめると考えられる職業小分類「244 個人教師」は、国勢調査で一定数 (270,830人) の雇用者がいることから、新職種区分では、現行より範囲を縮小 (職業中分類の異なる予備校講師等を除外) し、職業小分類「244 個人教師」を1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「不動産鑑定士」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が360人にとどまっていることから、新職種区分では独立した職種とせず、職業中分類「24 その他の専門的職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「244 個人教師」以外の部分を1つの職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
C 事務従事者	25 一般事務従事者	251 庶務事務員
		252 人事事務員
		253 企画事務員
		254 受付・案内事務員
		255 秘書
		256 電話応接事務員
		257 総合事務員
		259 その他の一般事務従事者
	26 会計事務従事者	261 現金出納事務員
		262 預・貯金窓口事務員
		263 経理事務員
		269 その他の会計事務従事者
	27 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員
		272 出荷・受荷事務員
	28 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員
		289 その他の営業・販売事務従事者
	29 外勤事務従事者	291 集金人
		292 調査員
		299 その他の外勤事務従事者
	30 運輸・郵便事務従事者	301 旅客・貨物係事務員
		302 運行管理事務員
		303 郵便事務員
	31 事務用機器操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員
		312 データ・エントリー装置操作員
		313 電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)
		319 その他の事務用機器操作員

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

703 旅客掛  
(職業分類301の一部) 範囲拡大

302 キーパンチャー  
(職業分類312と一致) 名称変更  
303 電子計算機オペレーター  
(職業分類313と一致) 統合・範囲拡大  
301 ワープロ・オペレーター  
(職業分類319の一部) 統合・範囲拡大

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分 (案)

201 庶務・人事事務員
202 企画事務員
203 受付・案内事務員
204 秘書
205 電話応接事務員
206 総合事務員
207 その他の一般事務従事者
208 会計事務従事者
209 生産関連事務従事者
210 営業・販売事務従事者
211 外勤事務従事者
212 運輸・郵便事務従事者
213 データ・エントリー装置操作者
214 その他の事務用機器操作員

職業中分類「25 一般事務従事者」は、国勢調査で雇用者数が7,155,600人とボリュームが極めて大きく、分割することが適当と考えられる。国勢調査では、「251 庶務事務員」と「252 人事事務員」を合わせて、また、「253 企画事務員」と「255 秘書」と「259 その他の一般事務従事者」を合わせて1つの職業小分類としており、雇用者数は前者が772,450人、後者が3,054,240人であることから、賃金構造基本統計調査の新職種区分では、「251 庶務事務員」と「252 人事事務員」を合わせて1つの職種とする以外は、それぞれの職業小分類を1つの職種としてはどうか。

原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。

新職種区分では、  
・職業小分類「301 旅客・貨物係事務員」の中で、現行の職種「旅客係」に該当する者とそれ以外の者を区別することは煩雑であり、意義も乏しいこと。  
・職業小分類「302 運行管理事務員」は職業小分類「303 郵便事務員」より「301 旅客・貨物係事務員」と親和性が高いこと。  
・職業小分類「303 郵便事務員」は、主として特定の企業のみが存在する職種であり、これを単独で表章する意義が乏しいこと。  
から、職業中分類「30 運輸・郵便事務従事者」全体を1つの職種としてはどうか。

現行の職種「キーパンチャー」と範囲が一致する職業小分類「312 データ・エントリー装置操作員」については、国勢調査で一定数(92,570人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

現行の職種「電子計算機オペレーター」と範囲が一致する職業小分類「313 電子計算機オペレーター (パーソナルコンピュータを除く)」及び現行の職種「ワープロ・オペレーター」を含む職業小分類「319 その他の事務用機器操作員」を合わせても、国勢調査で雇用者が26,980人しかいないことから、これらに職業小分類「311 パーソナルコンピュータ操作員」を合わせて1つの新職種としてはどうか。





日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
E サービス 職業従事者 (1/2)	35 家庭生活支援サービス職業従事者	351 家政婦(夫), 家事手伝い 359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者
	36 介護サービス職業従事者	361 介護職員(医療・福祉施設等) 362 訪問介護従事者
	37 保健医療サービス職業従事者	371 看護助手
		372 歯科助手
		379 その他の保健医療サービス職業従事者
	38 生活衛生サービス職業従事者	381 理容師
		382 美容師
		383 美容サービス従事者(美容師を除く)
		384 浴場従事者
		385 クリーニング職
	39 飲食物調理従事者	391 調理人
		392 バーテンダー
	40 接客・給仕職業従事者	401 飲食店主・店長
		402 旅館主・支配人
		403 飲食物給仕従事者
		404 身の回り世話従事者
		405 接客社交従事者
		406 芸者, ダンサー
		407 娯楽場等接客員

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

224 福祉施設介護員 (職業分類361に一致)	名称変更
223 ホームヘルパー (職業分類362に一致)	名称変更
214 看護補助者 (職業分類371の一部)	範囲拡大

501 理容・美容師 (職業分類381と382を合わせたもの)	存続
------------------------------------	----

502 洗たく工 (職業分類385に一致)	範囲拡大
--------------------------	------

503 調理士 (職業分類391の一部)	統合・範囲拡大
504 調理士見習 (職業分類391の一部)	統合・範囲拡大

505 給仕従事者 (職業分類403と404の一部を合わせたもの)	範囲縮小
--------------------------------------	------

711 航空機客室乗務員 (職業分類404の一部)	存続
------------------------------	----

506 娯楽接客員 (職業分類407と一致)	名称変更
---------------------------	------

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分(案)

301 介護職員(医療・福祉施設等)	→
302 訪問介護従事者	→
303 看護助手	→
304 その他の保健医療サービス職業従事者	→
305 理容・美容師	→
307 その他の生活衛生サービス従事者	→
306 クリーニング職, 洗張職	→
308 飲食物調理従事者	→
309 飲食物給仕従事者	→
311 身の回り世話従事者 (航空機客室乗務員を除く)	→
310 航空機客室乗務員	→
313 その他の接客・給仕職業従事者	→
312 娯楽場等接客員	→

職業中分類「35 家庭生活支援サービス職業従事者」については、国勢調査で雇用者数が12,130人とどまっており、また、賃金構造基本統計調査では、家事サービス業が調査対象産業となっていないため、独立した職種とはせず、職業中分類「42 その他のサービス職業従事者」と合わせて1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「福祉施設介護員」及び「ホームヘルパー」は、それぞれ職業中分類「36 介護サービス職業従事者」を構成する2つの職業小分類に対応しており、それぞれ国勢調査で一定数(980,730人、272,570人)の雇用者がいることから、引き続きそれぞれ1つの独立した職種としてはどうか。

職業小分類「371 看護助手」の中で、現行の職種「看護補助者」に該当する者とそれ以外の者を分けることは煩雑であり、意義も乏しいと考えられることから、職業小分類「看護助手」を1つの新職種としてはどうか。

職業中分類「37 保健医療サービス職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「371 看護助手」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「理容・美容師」と範囲が一致する職業小分類「381 理容師」及び「382 美容師」を合わせたものについては、国勢調査で一定数(214,880人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

職業中分類「38 生活衛生サービス職業従事者」のうち、独立した職種とする部分以外の職業小分類「383 美容サービス従事者(美容師を除く)」及び「384 浴場従事者」を合わせて1つの新職種としてはどうか。

職業小分類「386 洗張職」は、現行の職種「洗たく工」と範囲が一致する「385 クリーニング職」と類似性が高いことから、この2つの小分類を合わせて、1つの新職種としてはどうか。

職業小分類「391 調理人」の中で、現行の職種「調理士」及び「調理士見習」の区別を明確に行うことは困難であり、また、小分類「392 バーテンダー」は国勢調査で5,120人の雇用者しかいないことから、職業中分類「飲食物調理従事者」全体を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「給仕従事者」は、賃金構造基本統計調査で一定数(668,420人)の労働者がいることから、その範囲の大宗をしめると考えられる職業小分類「403 飲食物給仕従事者」を独立した1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「航空機客室乗務員」は、賃金構造基本統計調査で5,680人の労働者しかいないため、現行の職種「給仕従事者」の一部も併せて含む職業小分類「404 身の回り世話従事者」を1つの職種とすることも考えられるが、その仕事の内容や賃金水準等がその他の「身の回り世話従事者」と異なることから、今回の見直しでは、独立した職種として存続させ、残余の部分と分けることとしてはどうか。

職業中分類「40 接客・給仕職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「403 飲食物給仕従事者」、「404 身の回り世話従事者」、「407 娯楽場等接客員」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「娯楽接客員」と範囲が一致する職業小分類「407 娯楽場等接客員」については、国勢調査でも一定数(463,660人)の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。



日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
E サービス 職業従事者 (2/2)	41 居住施設・ビル等管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人
		412 寄宿舎・寮管理人
		413 ビル管理人
		414 駐車場管理人
	42 その他のサービス職業従事者	421 旅行・観光案内人
		422 物品一時預り人
		423 物品賃貸人
		424 広告宣伝員
		425 葬儀師, 火葬作業員
	429 他に分類されないサービス職業従事者	
F 保安職業従事者	43 自衛官	431 陸上自衛官
		432 海上自衛官
		433 航空自衛官
		434 防衛大学校・防衛医科大学校学生
	44 司法警察職員	441 警察官
		442 海上保安官
		449 その他の司法警察職員
	45 その他の保安職業従事者	451 看守
		452 消防員
		453 警備員
459 他に分類されない保安職業従事者		
G 農林漁業従事者	46 農業従事者	461 農耕従事者
		462 養畜従事者
		463 植木職, 造園師
		469 その他の農業従事者
	47 林業従事者	471 育林従事者
		472 伐木・造材・集材従事者
		479 その他の林業従事者
	48 漁業従事者	481 漁労従事者
		482 船長・航海士・機関長・機関士 (漁労船)
		483 海藻・貝採取従事者
484 水産養殖従事者		
489 その他の漁業従事者		

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

調査対象外

601 警備員  
(職業分類453の一部) 統合  
602 守衛  
(職業分類453の一部) 統合

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
314 居住施設・ビル等管理人	← 原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。
315 その他のサービス職業従事者	
調査対象外	
351 警備員	← 職業小分類「453 警備員」の中で、現行の職種「警備員」及び「守衛」の区別を明確に行うことは困難であり、意義も乏しいと考えられることから、職業小分類「453 警備員」を1つの新職種としてはどうか。
352 その他の保安職業従事者	
401 農林漁業従事者	← 職業中分類「45 その他の保安職業従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「453 警備員」と調査対象外の職業小分類「451 看守」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。
	← 賃金構造基本統計調査では、農業、林業、漁業は調査対象外となっているが、それ以外の産業の事業所でも職業大分類「G 農林漁業従事者」に該当する労働者が雇用されていることも考えられるため、職業大分類「G 農林漁業従事者」全体を1つの職種として新設してはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)					
大	中分類	小分類			
H	生産工程従事者 (1/4)	49 生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	52 製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員	521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
				492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員	522 鋳物製造・鍛造従事者
				493 金属工作設備制御・監視員	523 金属工作機械作業従事者
				494 金属プレス設備制御・監視員	524 金属プレス従事者
				495 鉄工・製缶設備制御・監視員	525 鉄工・製缶従事者
				496 板金設備制御・監視員	526 板金従事者
				497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員	527 金属彫刻・表面処理従事者
				498 金属溶接・溶断設備制御・監視員	528 金属溶接・溶断従事者
				499 その他の生産設備制御・監視従事者 (金属製品)	529 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
801 鉄鋼工 (職業分類491、521の一部)	802 非鉄金属精錬工 (職業分類491、521の一部)
803 鋳物工 (職業分類492、522の一部)	804 型鍛造工 (職業分類492、522の一部)
812 旋盤工 (職業分類523の一部)	813 フライス盤工 (職業分類523の一部)
814 金属プレス工 (職業分類494と524を合わせたもの)	815 鉄工 (職業分類495と525を合わせたもの)
816 板金工 (職業分類526と一致)	
817 電気めっき工 (職業分類497と527の一部)	818 パフ研磨工 (職業分類497と527の一部)
820 溶接工 (職業分類498と528を合わせたもの)	805 鉄鋼熱処理工 (職業分類499と529の一部)
806 圧延伸張工 (職業分類499と529の一部)	819 仕上工 (職業分類529の一部)

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
451 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	
452 鋳物製造・鍛造従事者	
453 金属工作機械作業従事者	
454 金属プレス従事者	
455 鉄工・製缶従事者	
456 板金従事者	
457 金属彫刻・表面処理従事者	
458 金属溶接・溶断従事者	
459 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	

→ 451 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 ←  
 現行の職種「鉄鋼工」及び「非鉄金属精錬工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員」及び「521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

→ 452 鋳物製造・鍛造従事者 ←  
 現行の職種「鋳物工」及び「型鍛造工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員」及び「522 鋳物製造・鍛造従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

→ 453 金属工作機械作業従事者 ←  
 現行の職種「旋盤工」及び「フライス盤工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「493 金属工作設備制御・監視員」及び「523 金属工作機械作業従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

→ 454 金属プレス従事者 ←  
 現行の職種「金属プレス工」と範囲が一致する職業小分類「494 金属プレス設備制御・監視員」及び「524 金属プレス従事者」を合わせたものについては、国勢調査で一定数 (65,480人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 455 鉄工・製缶従事者 ←  
 現行の職種「鉄工」と範囲が一致する職業小分類「495 鉄工・製缶設備制御・監視員」及び「525 鉄工・製缶従事者」を合わせたものについては、国勢調査で一定数 (55,600人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 456 板金従事者 ←  
 現行の職種「板金工」は職業小分類「526 板金従事者」と範囲が一致しているが、新職種区分では、国勢調査の取扱に倣って、これと職業小分類「496 板金設備制御・監視員」を合わせたものを1つの職種としてはどうか。

→ 457 金属彫刻・表面処理従事者 ←  
 現行の職種「電気めっき工」及び「818 パフ研磨工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員」及び「金属彫刻・表面処理従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

→ 458 金属溶接・溶断従事者 ←  
 現行の職種「溶接工」と範囲が一致する職業小分類「498 金属溶接・溶断設備制御・監視員」及び「528 金属溶接・溶断従事者」を合わせたものについては、国勢調査で一定数 (165,420人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 459 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品) ←  
 現行の職種「鉄鋼熱処理工」、「圧延伸張工」及び「仕上工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「499 その他の生産設備制御・監視従事者 (金属製品)」及び「529 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)			
大	中分類	小分類	
H	生産工程従事者(2/4)	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
		501 化学製品生産設備制御・監視員	531 化学製品製造従事者
		502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員	532 窯業・土石製品製造従事者
		503 食品生産設備制御・監視員	533 食品製造従事者
		504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員	534 飲料・たばこ製造従事者
		505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者
		506 木・紙製品生産設備制御・監視員	536 木・紙製品製造従事者
		507 印刷・製本設備制御・監視員	537 印刷・製本従事者
		508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	538 ゴム・プラスチック製品製造従事者
		509 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	539 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
808 一般化学工 (職業分類501と531の一部)	統合
809 化繊紡糸工 (職業分類501と531の一部)	統合
810 ガラス製品工 (職業分類502と532の一部)	統合・範囲拡大
811 陶磁器工 (職業分類502と532の一部)	統合・範囲拡大
831 パン・洋生菓子製造工 (職業分類503と533の一部)	名称変更
832 精紡工 (職業分類505と535の一部)	統合・範囲拡大
833 織布工 (職業分類505と535の一部)	統合・範囲拡大
834 洋裁工 (職業分類535の一部)	統合・範囲拡大
835 ミシン縫製工 (職業分類535の一部)	統合・範囲拡大
836 製材工 (職業分類506と536の一部)	統合・範囲拡大
837 木型工 (職業分類536の一部)	統合・範囲拡大
838 家具工 (職業分類536の一部)	統合・範囲拡大
839 建具製造工 (職業分類536の一部)	統合・範囲拡大
840 製紙工 (職業分類506と536の一部)	統合・範囲拡大
841 紙器工 (職業分類506と536の一部)	統合・範囲拡大
842 プロセス製版工 (職業分類507と537の一部)	統合・範囲拡大
843 オフセット印刷工 (職業分類507と537の一部)	統合・範囲拡大
844 合成樹脂製品成形工 (職業分類508と538の一部)	範囲拡大

賃金構造基本統計調査の 新職種区分(案)	
460 化学製品製造従事者	←
461 窯業・土石製品製造従事者	←
462 パン・洋生菓子製造従事者	←
463 食品・飲料・たばこ製造従事者(パン・洋生菓子を除く)	←
464 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	←
465 木・紙製品製造従事者	←
466 印刷・製本従事者	←
467 ゴム・プラスチック製品製造従事者	←
468 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	←

現行の職種「化繊紡糸工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が6,520人にとどまっていることから、現行の職種8「一般化学工」と統合し、職業小分類「501 化学製品生産設備制御・監視員」及び「531 化学製品製造従事者」を合わせたものを1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「ガラス製品工」及び「陶磁器工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員」及び「532 窯業・土石製品製造従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

現行の職種「パン・洋生菓子製造工」は、賃金構造基本統計調査で相当数(116,860人)の労働者があり、これが含まれる職業小分類「503 食品生産設備制御・監視員」及び「533 食品製造従事者」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、引き続き、1つの独立した職種として存続させてはどうか。

職業小分類「503 食品生産設備制御・監視員」及び「533 食品製造従事者」から、独立した職種として存続させる「パン・洋生菓子製造従事者」を除いた部分に、類似性が高いと考えられる職業小分類「504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員」及び「534 飲料・たばこ製造従事者」を合わせて、新たな1つの職種としてはどうか。

現行の職種「精紡工」、「織布工」、「洋裁工」及び「ミシン縫製工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員」及び「535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

現行の職種「製材工」、「木型工」、「家具工」、「建具製造工」、「製紙工」及び「紙器工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「506 木・紙製品生産設備制御・監視員」及び「536 木・紙製品製造従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

現行の職種「プロセス製版工」及び「オフセット印刷工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを含む職業小分類「507 印刷・製本設備制御・監視員」及び「537 印刷・製本従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

現行の職種「合成樹脂製品成形工」は、賃金構造基本統計調査で62,440人の労働者がいるが、職業小分類「508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員」及び「538 ゴム・プラスチック製品製造従事者」の中で、これに該当する者とそれ以外の者を分けることは煩雑であり、意義も乏しいと考えられることから、職業小分類「508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員」及び「538 ゴム・プラスチック製品製造従事者」を合わせたものを1つの新職種としてはどうか。

職業中分類「50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)」及び「53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)」の中で、新職種区分で独立した職種とする部分を除いた残余となる職業小分類「509 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)」及び「539 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)」を合わせて1つの新職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)			
大	中分類	小分類	
H 生産工程従事者 (3/4)	51 機械組立設備制御・監視従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員	541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
		512 電気機械器具組立設備制御・監視員	542 電気機械器具組立従事者
		513 自動車組立設備制御・監視員	543 自動車組立従事者
		514 輸送機械組立設備制御・監視員 (自動車を除く)	544 輸送機械組立従事者 (自動車を除く)
		515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者
	55 機械整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	552 電気機械器具整備・修理従事者
		553 自動車整備・修理従事者	554 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)
		554 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者
		555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	
	56 製品検査従事者 (金属製品)	561 金属材料検査従事者	562 金属加工・溶接・溶断検査従事者
		562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	
	57 製品検査従事者 (金属製品を除く)	571 化学製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者
		572 窯業・土石製品検査従事者	573 食料品検査従事者
		573 食料品検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者
		574 飲料・たばこ検査従事者	575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者
		575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者
		576 木・紙製品検査従事者	577 印刷・製本検査従事者
		577 印刷・製本検査従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者
		578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	579 その他の製品検査従事者 (金属製品を除く)

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
821 機械組立工 (職業分類541と一致)	範囲拡大
824 重電機器組立工 (職業分類512と542の一部)	統合・範囲拡大
825 通信機器組立工 (職業分類512と542の一部)	統合・範囲拡大
826 半導体チップ製造工 (職業分類512と542の一部)	統合・範囲拡大
827 プリント配線工 (職業分類512と542の一部)	統合・範囲拡大
829 自動車組立工 (職業分類543と一致)	範囲拡大
823 機械修理工 (職業分類551と552の一部を合わせたもの)	範囲拡大
830 自動車整備工 (職業分類553と一致)	名称変更
807 金属検査工 (職業分類561と562の一部)	名称変更

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
469 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	
470 電気機械器具組立従事者	
471 自動車組立従事者	
472 その他の機械組立従事者	
473 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	
474 自動車整備・修理従事者	
475 その他の機械整備・修理従事者	
476 製品検査従事者 (金属製品)	
477 製品検査従事者 (金属製品を除く)	

→ 現行の職種「機械組立工」は職業小分類「541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者」と範囲が一致しているが、新職種区分では、国勢調査の取扱に倣って、これと職業小分類「511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員」を合わせたものを1つの職種としてはどうか。

→ 現行の職種「重電機器組立工」、「通信機器組立工」、「半導体チップ製造工」及び「プリント配線工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、これらを統合し、これらを含む職業小分類「512 電気機械器具組立設備制御・監視員」及び「542 電気機械器具組立従事者」を合わせて新たな1つの職種としてはどうか。

→ 現行の職種「自動車組立工」は職業小分類「543 自動車組立従事者」と範囲が一致しているが、新職種区分では、国勢調査の取扱に倣って、これと職業小分類「513 自動車組立設備制御・監視員」を合わせたものを1つの職種としてはどうか。

→ 職業中分類「51 機械組立設備制御・監視従事者」及び「54 機械組立従事者」の中で、新職種区分で独立した職種とする部分を除いた残余となる職業小分類514、515、544、545を合わせて1つの新職種としてはどうか。

→ 現行の職種「機械修理工」は、職業小分類「551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者」に「552 電気機械器具整備・修理従事者」の一部 (重電機器修理工) を加えたものであるため、現行から範囲を拡大し、職業小分類「551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者」と「552 電気機械器具整備・修理従事者」を合わせたものを1つの新職種としてはどうか。

→ 現行の職種「自動車整備工」と範囲が一致する職業小分類「553 自動車整備・修理従事者」については、国勢調査で一定数 (317,840人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 職業中分類「55 機械整備・修理従事者」の中で、新職種区分で独立した職種とする部分を除いた残余となる職業小分類「554 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)」及び「555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者」を合わせて1つの新職種としてはどうか。

→ 現行の職種「金属検査工」は、職業中分類「56 製品検査従事者 (金属製品)」と範囲が一致することから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

← 原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
H 生産 工程 従事者 (4/4)	58 機械検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
		582 電気機械器具検査従事者
		583 自動車検査従事者
		584 輸送機械検査従事者 (自動車を除く)
		585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者
59 生産関連・生産類似作業従事者	591 生産関連作業従事者	
	592 生産類似作業従事者	
I 輸送・機械 運転従事者 (1/2)	60 鉄道運転従事者	601 電車運転士
		609 その他の鉄道運転従事者
	61 自動車運転従事者	611 バス運転者
		612 乗用自動車運転者
		613 貨物自動車運転者
		619 その他の自動車運転従事者

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

822 機械検査工 (職業分類581と一致)	名称変更
828 軽電機検査工 (職業分類582の一部)	範囲拡大
845 金属・建築塗装工 (職業分類591の一部)	範囲拡大
846 機械製図工 (職業分類591の一部)	範囲拡大
701 電車運転士 (職業分類601と一致)	範囲拡大
707 営業用バス運転者 (職業分類611の一部)	範囲拡大
706 タクシー運転者 (職業分類612の一部)	名称変更
704 自家用乗用自動車運転者 (職業分類612の一部)	範囲拡大
705 自家用貨物自動車運転者 (職業分類613の一部)	範囲拡大
708 営業用大型貨物自動車運転者 (職業分類613の一部)	存続
709 営業用普通・小型貨物自動車運転者 (職業分類613の一部)	範囲拡大

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分 (案)

478 はん用・生産用・業務用 機械器具検査従事者
479 電気機械器具検査従事者
480 その他の機械検査従事者
481 画工・塗装・看板製作従事者
482 生産関連作業従事者 (画工、 塗装・看板製作を除く)
483 生産類似作業従事者
501 鉄道運転従事者
502 バス運転者
503 営業用乗用自動車運転者
504 その他の乗用自動車運転者
507 自家用貨物自動車運転者
505 営業用大型貨物自動車運 転者
506 営業用貨物自動車運 転者 (大型車を除く)
508 その他の自動車運転者

- 478 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者

→ 479 電気機械器具検査従事者

→ 480 その他の機械検査従事者

→ 481 画工・塗装・看板製作従事者

→ 482 生産関連作業従事者 (画工、塗装・看板製作を除く)

→ 483 生産類似作業従事者

→ 501 鉄道運転従事者

→ 502 バス運転者

→ 503 営業用乗用自動車運転者

→ 504 その他の乗用自動車運転者

→ 507 自家用貨物自動車運転者

→ 505 営業用大型貨物自動車運  
転者

→ 506 営業用貨物自動車運  
転者 (大型車を除く)

→ 508 その他の自動車運転者
- 現行の職種「機械検査工」と範囲が一致する職業小分類「581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者」については、国勢調査で一定数 (54,810人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。
- 現行の職種「軽電機検査工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が10,550人とどまっていることから、新職種区分では独立した職種とせず、これを含む職業小分類「582 電気機械器具検査従事者」を1つの新職種としてはどうか。
- 職業中分類「58 機械検査従事者」のうち、独立した職種とする職業小分類「581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者」及び「582 電気機械器具検査従事者」以外の部分を1つの新職種としてはどうか。
- 現行の職種「845 金属・建築塗装工」及び「機械製図工」は、賃金構造基本統計調査で労働者数がそれ程多くないことから、そのまま存続させることはせず、国勢調査で職業小分類「591 生産関連作業従事者」を「画工、塗装・看板製作従事者」と「生産関連作業従事者 (画工、塗装・看板製作を除く)」に分けていることを踏まえ、現行の職種の範囲をそれぞれ拡大し、国勢調査と同様の2つの職種を設けることとしてはどうか。
- 原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。
- 職業小分類「609 その他の鉄道運転従事者」に該当する雇用者は比較的少数と考えられるため、現行の職種「電車運転士」の範囲を拡大し、職業中分類「60 鉄道運転従事者」全体を1つの新職種としてはどうか。
- 職業小分類「611 バス運転者」の中で、現行の職種「営業用バス運転者」に該当しない者 (自家用バス運転者) は比較的少数と考えられるため、現行の職種の範囲を拡大し、職業小分類「611 バス運転者」全体を1つの新職種としてはどうか。
- 現行の職種「タクシー運転者」は、賃金構造基本統計調査で相当数 (209,440人) の労働者がおり、これに含まれる職業小分類「612 乗用自動車運転者」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、引き続き、1つの独立した職種として存続させてはどうか。
- 職業小分類「612 乗用自動車運転者」の中で、現行の職種「タクシー運転者」及び「自家用乗用自動車運転者」に該当しない者 (代行運転者等) は比較的少数と考えられるため、現行の職種「自家用貨物自動車運転者」の範囲を拡大し、職業小分類「612 乗用自動車運転者」から「営業用乗用自動車運転者」を除いた部分を1つの職種としてはどうか。
- 現行の職種「自家用貨物自動車運転者」は、賃金構造基本統計調査で相当数 (69,380人) の労働者がおり、これに含まれる職業小分類「613 貨物自動車運転者」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、範囲を拡大 (現行では含まれていない自家用軽自動車運転者を含める) した上で、1つの独立した職種として存続させてはどうか。
- 現行の職種「営業用大型貨物自動車運転者」は、賃金構造基本統計調査で相当数 (317,440人) の労働者がおり、これに含まれる職業小分類「613 貨物自動車運転者」の中でこれに該当する者を区別することは容易であると考えられることから、引き続き、1つの独立した職種として存続させてはどうか。
- 職業小分類「613 貨物自動車運転者」の中で独立した職種とする「自家用貨物自動車運転者」及び「営業用大型貨物自動車運転者」を除いた部分 (現行の職種「営業用普通・小型貨物自動車運転者」に営業用軽貨物自動車運転者を加えたもの) を、1つの職種としてはどうか。
- 職業中分類「61 自動車運転従事者」の中で、新職種区分で独立した職種とする部分を除いた残余となる職業小分類「619 その他の自動車運転従事者」も1つの独立した職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
I 輸送・機械運転従事者 (2/2)	62 船舶・航空機運転従事者	621 船長 (漁労船を除く)
		622 航海士・運航士 (漁労船を除く), 水先人
		623 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)
		624 航空機操縦士
	63 その他の輸送従事者	631 車掌
		632 鉄道輸送関連業務従事者
		633 甲板員, 船舶技士
		634 船舶機関員
		639 他に分類されない輸送従事者
	64 定置・建設機械運転従事者	641 発電員, 変電員
		642 ボイラー・オペレーター
		643 クレーン・ウインチ運転従事者
		644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者
		645 建設・さく井機械運転従事者
		646 採油・天然ガス採取機械運転従事者
	649 その他の定置・建設機械運転従事者	

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

710 航空機操縦士  
(職業分類624の一部) 範囲拡大

702 電車車掌  
(職業分類631の一部) 範囲拡大

851 発電・変電工  
(職業分類641と一致) 名称変更

847 ボイラー工  
(職業分類642と一致) 廃止・吸収

848 クレーン運転工  
(職業分類643の一部) 範囲拡大

849 建設機械運転工  
(職業分類639、643、645の一部) 一部分離、範囲拡大

850 玉掛け作業員  
(職業分類649の一部) 廃止・吸収

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分 (案)

509 航空機操縦士

510 車掌

511 他に分類されない輸送従事者

512 発電員, 変電員

513 クレーン・ウインチ運転従事者

514 建設・さく井機械運転従事者

515 その他の定置・建設機械運転従事者

現行の職種「航空機操縦士」は、賃金構造基本調査で労働者数が3,790人とどまっているが、賃金水準が特徴的であること、これが含まれる職業中分類「62 船舶・航空機運転従事者」のその他の部分は船舶の運転に係る職業であり、賃金構造基本統計調査は船員法の船員を調査対象外としていること踏まえ、現行では含まれない航空機使用事業にのみ従事する者も範囲に含め、職業小分類「624 航空機操縦士」を1つの独立した職種としてはどうか。

職業小分類「631 車掌」の中で、現行の職種「電車車掌」に該当しない者は比較的少数と考えられるため、現行の職種の範囲を拡大し、職業小分類「631 車掌」全体を1つの職種としてはどうか。

賃金構造基本統計調査は船員法の船員を調査対象外としていること踏まえ、職業中分類「62 船舶・航空機運転従事者」及び「63 その他の輸送従事者」を合わせたものから、独立した職種とする職業小分類「624 航空機操縦士」及び「631 車掌」を除いた部分を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「発電・変電工」と範囲が一致する職業小分類「641 発電員, 変電員」については、国勢調査でも一定数 (38,510人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

職業小分類「643 クレーン・ウインチ運転従事者」の中で、現行の職種「クレーン運転工」に該当しない者 (ウインチ運転工 (現行の職種では「建設機械運転工」に含まれる)、ベルトコンベア運転工等) は比較的少数と考えられるため、現行の職種の範囲を拡大し、職業小分類「643 クレーン・ウインチ運転従事者」全体を1つの職種としてはどうか。

職業小分類「645 建設・さく井機械運転従事者」の中で、現行の職種「建設機械運転工」に該当しない者 (さく井機械運転従事者) は比較的少数と考えられるため、現行の職種「建設機械運転工」から職業小分類「639 他に分類されない輸送従事者」に含まれる部分 (フォークリフト運転者) と「643 クレーン・ウインチ運転従事者」に含まれる部分 (ウインチ運転従事者) を分離し、さく井機械運転従事者を加えて、職業小分類「645 建設・さく井機械運転従事者」全体を1つの新職種としてはどうか。

現行の職種「847 ボイラー工」と範囲が一致する小分類「642 ボイラー・オペレーター」については、国勢調査で雇用者数が13,760人とどまっており、また、現行の職種「玉掛け作業員」については、賃金構造基本統計調査で労働者数が11,110人とどまっていることから、これらは新職種区分では独立した職種とはせず、職業中分類「64 定置・建設機械運転従事者」から、独立した職種とする職業小分類「641 発電員, 変電員」、「643 クレーン・ウインチ運転従事者」及び「645 建設・さく井機械運転従事者」を除いた部分を1つの新職種としてはどうか。

日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
J 建設・採掘従事者	65 建設躯体工事従事者	651 型枠大工
		652 とび職
		653 鉄筋作業従事者
	66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)	661 大工
		662 ブロック積・タイル張従事者
		663 屋根ふき従事者
		664 左官
		665 畳職
		666 配管従事者
	669 その他の建設従事者	
	67 電気工事従事者	671 送電線架線・敷設従事者
		672 配電線架線・敷設従事者
		673 通信線架線・敷設従事者
		674 電気通信設備工事従事者
		679 その他の電気工事従事者
	68 土木作業従事者	681 土木従事者
		682 鉄道線路工事従事者
		683 ダム・トンネル掘削従事者
	69 採掘従事者	691 採鉱員
		692 石切出従事者
693 砂利・砂・粘土採取従事者		
699 その他の採掘従事者		

賃金構造基本統計調査の 現行の職種区分	
854 型枠大工 (職業分類651と一致)	存続
855 とび工 (職業分類652と一致)	名称変更
856 鉄筋工 (職業分類653と一致)	名称変更
857 大工 (職業分類661と一致)	存続
858 左官 (職業分類664と一致)	存続
859 配管工 (職業分類666と一致)	名称変更
860 はつり工 (職業分類669の一部)	廃止・吸収
852 電気工 (職業分類671~679を合わせたもの)	名称変更
861 土工 (職業分類681と一致)	範囲拡大
853 掘削・発破工 (職業分類683、691と692、699の一部を合わせたもの)	範囲拡大

賃金構造基本統計調査の 新職種区分 (案)	
601 型枠大工	→
602 とび職	→
603 鉄筋作業従事者	→
604 大工	→
605 左官	→
606 配管従事者	→
607 その他の建設従事者	→
608 電気工事従事者	→
609 土木従事者, 鉄道線路 工事従事者	→
610 ダム・トンネル掘削従事 者, 採掘従事者	→

→ 601 型枠大工 ←  
 現行の職種「型枠大工」と範囲が一致する職業小分類「651 型枠大工」については、国勢調査で一定数 (35,680人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 602 とび職 ←  
 現行の職種「とび工」と範囲が一致する職業小分類「652 とび職」については、国勢調査で一定数 (79,010人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 603 鉄筋作業従事者 ←  
 現行の職種「鉄筋工」と範囲が一致する職業小分類「653 鉄筋作業従事者」については、国勢調査で一定数 (25,790人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 604 大工 ←  
 現行の職種「大工」と範囲が一致する職業小分類「661 大工」については、国勢調査で一定数 (165,240人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 605 左官 ←  
 現行の職種「左官」と範囲が一致する職業小分類「664 左官」については、国勢調査で一定数 (42,530人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 606 配管従事者 ←  
 現行の職種「配管工」と範囲が一致する職業小分類「666 配管従事者」については、国勢調査で一定数 (174,910人) の雇用者がいることから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 607 その他の建設従事者 ←  
 現行の職種「はつり工」については、賃金構造基本統計調査で労働者数が2,070人とどまっていることから、新職種区分では独立した職種とはせず、職業中分類「66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)」から、独立した職種とする職業小分類「661 大工」、「664 左官」及び「666 配管従事者」を除いた部分を1つの新職種としてはどうか。

→ 608 電気工事従事者 ←  
 現行の職種「852 電気工」は、職業中分類「67 電気工事従事者」と範囲が一致することから、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

→ 609 土木従事者, 鉄道線路  
工事従事者 ←  
 職業小分類「682 鉄道線路工事従事者」は、現行の職種「861 土工」と範囲が一致する「681 土木従事者」と類似性が高いことから、この2つの小分類を合わせて、1つの新職種としてはどうか。

→ 610 ダム・トンネル掘削従事  
者, 採掘従事者 ←  
 職業中分類「69 採掘従事者」は、国勢調査で雇用者数が4,070人とどまっていることから、これに職業小分類「683 ダム・トンネル掘削従事者」を合わせて現行の職種「853 掘削・発破工」を拡大した新職種を設けてはどうか。



日本標準職業分類 (平成21年12月統計基準設定)		
大	中分類	小分類
K	70 運搬従事者	701 郵便・電報外務員
		702 船内・沿岸荷役従事者
		703 陸上荷役・運搬従事者
		704 倉庫作業従事者
		705 配達員
		706 荷造従事者
	71 清掃従事者	711 ビル・建物清掃員
		712 ハウスクリーニング職
		713 道路・公園清掃員
		714 ごみ・し尿処理従事者
		715 産業廃棄物処理従事者
	719 その他の清掃従事者	
	72 包装従事者	721 包装従事者
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	
L	99 分類不能の職業	999 分類不能の職業

賃金構造基本統計調査の  
現行の職種区分

862 港湾荷役作業員  
(職業分類702と一致)

名称変更

863 ビル清掃員  
(職業分類711の一部)

範囲拡大

864 用務員  
(職業分類739の一部)

廃止・吸収

賃金構造基本統計調査の  
新職種区分 (案)

651 船内・沿岸荷役従事者

652 その他の運搬従事者

653 ビル・建物清掃員

654 その他の清掃従事者

655 包装従事者

656 その他の運搬・清掃・包装等従事者

999 分類不能の職業

現行の職種「港湾荷役作業員」と範囲が一致する小分類「651 船内・沿岸荷役従事者」については、国勢調査で雇用者数が15,560人とどまっているが、行政運営上データを参照する機会もあるため、新職種区分でも、1つの独立した職種としてはどうか。

職業中分類「70 運搬従事者」の中で、新職種区分で独立した職種とする職業小分類「702 船内・沿岸荷役従事者」を除いた部分を1つの新職種としてはどうか。

職業小分類「711 ビル・建物清掃員」の中で、現行の職種「ビル清掃員」に該当する者とそれ以外の者を分けることは煩雑であり、意義も乏しいと考えられることから、職業小分類「711 ビル・建物清掃員」を1つの新職種としてはどうか。

職業中分類「71 清掃従事者」の中で、新職種区分で独立した職種とする職業小分類「711 ビル・建物清掃員」を除いた部分を1つの新職種としてはどうか。

原則どおり、職業中分類に対応した職種を新設してはどうか。

現行の職種「用務員」は、賃金構造基本統計調査で労働者数が42,000人とそれ程多くなく、職業小分類「739 その他の運搬・清掃・包装等従事者」の中で、これに該当する者とそれ以外の者を分けることは煩雑であり、意義も乏しいと考えられることから、職業中分類「73 その他の運搬・清掃・包装等従事者」を1つの新職種としてはどうか。

職種が未記入である場合等に対応するため、新職種区分では「分類不能の職業」を1つの職種として設けてはどうか。